

◇◇教育・保育提供区域の基本的な考え方の整理について◇◇

地方版子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育の区域を定め、区域ごとの教育・保育の量の見込みを定め、その算定にあたっての考え方を示すこととされています。

■■区域設定における国の考え方■■（子ども・子育て支援法に基づく基本指針案による）

- ・ 地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- ・ 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- ・ 地域型保育事業の認可の際に行われる受給調整の判断基準となることを踏まえる。
- ・ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。
- ・ 教育・保育施設等及び地域子ども子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実情に応じて、区分または事業ごとに設定することができる。

■■区域設定におけるポイント■■

～「教育・保育の提供区域」の設定にあたっては、上記の内容に加え、以下のポイントについても考慮する必要があります。～

- ・ 教育・保育の提供にあたり、区域内での量の見込みの算出が可能か。
- ・ 設定した区域内での量の調整や確保などが可能か。
- ・ 設定した区域間で、教育・保育施設の設置状況に大きな差がないか。
- ・ 教育・保育の利用者の実態とかけ離れていないか。

【参考：子ども・子育て支援事業計画への必須記載事項】

（１）区域の設定

（２）各年度における幼児教育・保育の量の見込み、及び提供体制の確保の内容及びその実施時期

- ①施設型給付・・・幼稚園、保育所、認定こども園
- ②地域型保育給付・・・小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅保育

（３）地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、及び提供体制の確保の内容及びその実施時期

- ①利用者支援 ②地域子育て支援拠点事業 ③一時預かり事業 ④乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
- ⑥ファミリー・サポート・センター事業 ⑦子育て短期支援事業 ⑧延長保育事業 ⑨病児・病後児保育事業 ⑩放課後児童クラブ事業 ⑪妊婦健診事業 ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 ⑬多様な主体が本制度に算入することを促進するための事業

種類	施設名	定員
幼稚園	滝川 (滝川第三)	240
	滝川白樺 (滝川第一)	170
	小計	410
認可保育所	中央保育所 (滝川第三)	80
	中央保育所分園 東栄保育所 (東)	10
	二の坂保育所 (滝川第二)	90
	一の坂保育所 (滝川第一)	90
	花月保育所 (滝川第三)	130
	江部乙保育所 (江部乙)	60
	小計	460

合計 8か所 870名

種類	施設名	定員
事業所内 保育所	滝川市立病院内 保育所ゆめみな (滝川第一)	10
	若葉台病院 ひよこ保育所 (江部乙)	30
	滝川中央病院 ひまわり保育所 (滝川第一)	10
	佐藤病院 わんぱく保育園 (西)	—
	乳幼児保育クラブ そうさん (滝川第三)	—
	小計	50
認可外保育 所	ちびっこハウス (滝川第一)	20
	なかよしハウス (西)	—
	小計	20

合計 7か所 140名+α

滝川第一小区・・・滝川白樺幼稚園・一の坂保育所・(ゆめみな)・(ひまわり保育所)・(ちびっこハウス)
 滝川第二小区・・・二の坂保育所
 滝川第三小区・・・滝川幼稚園・中央保育所・花月保育所・(そうさん)
 西小区・・・・・・(わんぱく保育園)・(なかよしハウス)
 東小区・・・・・・中央保育所分園東栄保育所
 江部乙小区・・・江部乙保育所・(ひよこ保育所)

滝川市の状況は・・・

- 学校区単位で区域を細かく設定した場合、一部地域では逆に不便となるケースが考えられる。
- 市内に幼稚園は2か所、認可保育所は6か所で、基本的に送迎バスや自家用車での送迎を行っており、各所とも市内全域からの利用がある。また、児童人口の推移から、現在のところ新たに設置する予定はない。
- 放課後児童クラブ事業については、すでに各学校区において実施しており、需要は増えているが、長期休暇のみ利用の場合、小学校区とは別のクラブを利用するケースもある。
- 人口推計やニーズ調査等から適切に必要な事業量を見込むとともに、需基に基づき、既存施設の活用を踏まえ、供給体制を確保しやすい範囲であることが重要である。